



の育児休業を応援します!!

2か月間は“パパの月”

今、子育てを積極的に楽しむパパが「イケメン」ならぬ「イクメン」と呼ばれ注目されています。

- 育児休業は、子育ての第一歩です。パパの育児休業を応援する改正育児・介護休業法が、平成22年6月30日からスタートします。*
- お子さんやママのため、また、パパ自身のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のため、厚生労働省は、お父さんの育児休業を応援します。
- 改正法により、パパとママがともに育児休業をしたら育児休業可能期間が2か月延長されます。まずは2か月間、育児休業をしてみませんか？

*制度改正でパパが育児休業をとりやすくなるポイントは、裏面に記載されています。



パパが育児をすると、こんなにいいことが!!

〈育児をしているパパ・ママの声〉

パパの育児休業で上の子どもたちが大はしゃぎ。娘と手をつないで歩いていると、人間らしいなにかを取り戻した気がした。

パパ=会社員33歳
子ども10歳、7歳、5歳、1歳

子育てを通じて視野や活動範囲が広がった。それが仕事のアイデアや企画につながっている。

パパ=会社員43歳
子ども12歳、10歳

育児休業取得で上の子どものフォローができた。赤ちゃん返りもなく、パパに甘えてくれる。

パパ=会社員30歳
子ども1歳、0歳

保育所で娘が「今日のお迎えはパパ？」と聞いてくれるそうで、お迎えの当番の日は朝からワクワク、仕事にも気合いが入る。

パパ=会社員35歳
子ども1歳

学童保育の事務局長を2年間やって、自分の住む地域との関わりが増えた。地元でたくさん挨拶されるようになった。

パパ=会社員44歳
子ども12歳、8歳

夫が家事・育児を分担してくれなかったら、私の仕事と家庭の両立も難しかったと思う。

ママ=会社員34歳
子ども5歳、1歳



制度改正によって、パパが育児休業をとりやすくなるポイント

改正前

ママが子育てに専念している場合、パパは育児休業を取得できない
(※労使協定がある場合)

育児休業は原則として子どもが1歳になるまで取得可能

育児休業は原則として1回限りで再度取得は不可

改正後

ママが専業主婦や育児休業中である場合でも、パパは育児休業がとれるようになります!

ママだけでなくパパも育児休業をする場合、休業可能期間が2か月延びます!(パパ・ママ育休プラス)

Ex. ママが1歳まで育児休業を取り、パパは1歳から1歳2か月までの間育児休業をとる。

出生後8週間以内にとった育児休業は別カウントとし、いったん職場復帰した後に、もう一度育児休業がとれます!

休業しても、育児休業給付として、賃金の50%が支給されます!

平成22年4月1日以降に育児休業をスタートした方

休業開始時の賃金の**50%**が、育児休業期間中に支給されます。

(原則として2か月に1回まとめて支給)

平成22年3月31日までに育児休業をスタートした方

上記期間までに育児休業をスタートした方は、休業開始時の賃金の**30%**が、休業中に支給されます(原則として2か月に1回まとめて支給)。また、職場復帰6か月後から、休業開始時の賃金の**20%**が支給され、合計で**50%**が支給されます。

「育児休業をとってみようかな?」と思ったら

- 会社にどう言おう?
- 育児休業ってどんな制度?
- スムーズに職場復帰できるの?

こんな不安があるときには、このパンフレットをご覧ください! →

※ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1201-5.html>



法律改正の内容について、もっと詳しく知りたい方は、「育児・介護休業法の改正について」(厚生労働省ホームページ)をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>